

天行健 No4

令和2年4月15日
校長 早崎 保夫

教職員の不祥事防止について

～不祥事ゼロが、行健中の常識～

福島県のみならず、全国的に教職員の不祥事は、同じ程度の事件であっても教職員以外の方が起こした場合とは比較にならないほど大きな事件として取り扱われます。

それは、私ども教職員が、心身ともに未成熟な児童生徒の教育に携わっており、その言動が、教職員以外の人よりも、将来ある児童生徒の成長に大きな影響を与えてしまうからに他なりません。

また、不祥事の中には体罰やセクハラ、わいせつといった、児童生徒が被害者になってしまうケースも多く、事件が報道されるたびに同じ教職員として、残念でなりません。

1度不祥事が起きると、学校と家庭及び教職員と生徒の信頼関係は損なわれ、正常な教育活動が困難になります。「教育」も、ご家庭での「子育て」と同様に、あとからもう一度やり直しはできません。ですから、学校教育の中で、不祥事は決してあってはならない事であり、その中でも特に、子どもたちが被害者、当事者になってしまう不祥事は絶対にあってはなりません。

私ども行健中教職員は、「不祥事ゼロが行健中の常識」を合い言葉に、決して、将来ある生徒たちに後ろ指されるような、そして悪影響を与えるような不祥事を起こす事のないよう、常に各人がお互いを戒めあいながら、日々の教育活動に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

裏面に続く

虐待対応の基本的な考え方

原則、虐待が疑われた時点で学校から児童相談所へ通告となります。

※この4月から、親といえども「しつけ」に体罰は禁止

2019年1月に千葉県野田市で起こった両親によるいたましい児童虐待死事件は、その事件の悲惨さ、重大さから、1年以上経過した今でも、たびたびマスコミでも取り上げられています。

この事件を機に、親の我が子に対する教育のあり方が広く問われるようになり、いわゆる「厳しいしつけ」と称される体罰は、たとえ親といえども改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法により、本年4月から禁止されています。

現在、新型コロナウイルス対策により、子どもがご家庭で生活する事が多くなり、育ち盛りの中学生程度のお子さんであれば、時として我が子であってもカッとしてしまう場面もあるかもしれませんが、お子さんにも非常に大切な人権がある事をご認識いただき、適切な家庭教育がなされるようお願いいたします。私たち教職員も、生徒の人権を尊重した教育活動を展開して参ります。

本来であれば、こういったことは授業参観及びPTA総会で保護者の皆様に直接お話しすべきところではありますが、今回の新型コロナウイルス対策の一環として、4月の授業参観及びPTA総会は中止とさせていただきましたので、書面にてのお願いとなります。

私たち大人は、千葉県野田市のような事件を2度と起こしてはならず、かけがえのない子どもの生命・人権を何より最優先するという考えから、学校等には、虐待が疑われる場合通告する義務が課せられておりますので、よろしくお願いいたします。

いちはやく
虐待かも？と思ったら、まよわず電話！ 189